

健康や福祉は…

高齢者福祉

- 老人保健医療制度と老人医療費助成制度は今までどおりです。
- 高齢者福祉制度は合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一します。各町村にお住まいの方も、合併後は、上越市が実施している様々な高齢者福祉制度を利用できるようになります。
- これまでは、その施設のある市町村に住んでいないと利用できなかった軽費老人ホームやシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)、生活支援ハウスなどを、合併後はどなたでも利用できるようになります。



上越市で実施している主な事業

ボランティア助成事業「美助っ人さん」

有償ボランティアによる日常生活の支援サービスを1時間100円で利用できます。

シニアパスポート事業

市内の公共施設を半額で利用できるシニアパスポートを70歳以上の方に発行します。

高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を整備するための資金を低い利率で貸し付けます。

高齢者手すり設置助成事業

玄関やトイレ、浴室などに手すりを設置するための費用を助成します。



介護保険

- 65歳以上の方の保険料は平成18年3月までは今までどおりです。平成18年4月から新しい保険料とします。
- 65歳以上の方の保険料の支払は、保険料が年金から天引きされている方は今までどおりです。保険料を納付書又は口座振替で支払っている方は、平成17年4月から上越市の制度に統一し、毎月払となります。
- 介護保険料の減免制度や介護保険サービス利用者負担金助成制度は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一します。
- 要介護認定など介護保険に関する申請は、本庁と支所のどちらでも行うことができます。



子どもは…

健診・予防接種・健康相談など

- 乳幼児健診は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一し、対象は3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科のみ)、3歳児となります。健診時に栄養相談などを併せて行うほか、3か月児健診では絵本を配布します。
- 妊婦健診は今までどおり医療機関で行います。
- 予防接種は、合併時から上越市の制度に統一し、医療機関での個別接種(一部は集団接種)となります。予防接種の種類は今までどおりです。
- 健康相談は、合併時から上越市の制度に統一し、乳幼児健診時の相談や助産師による電話相談などを行います。家庭訪問は今までどおりです。
- 健康教室は、合併時から上越市の制度に統一し、パパママ教室(妊婦体操、妊娠中の栄養の講習など)やマタニティカレッジ(沐浴の仕方の講習など)を行います。
- 不妊治療費の助成制度は、上越市の制度に統一し、不妊治療の検査費や診療費の一部を助成します。

子育て支援

- 児童手当の金額や受取の方法は今までどおりです。
- 乳幼児医療費の助成制度は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一し、0歳児から3歳児までは入院・通院とも対象となり、4歳児から就学前までは入院のみ対象となりますが、合併後、最優先で財源を確保し、通院費の助成の対象年齢を速やかに引き上げるよう最大限努力します。
- 各種子育て支援制度は合併時から上越市の制度に統一します。各町村にお住まいの方も、合併後は、上越市が実施している様々な子育て支援制度を利用できるようになります。

上越市で実施している主な事業

ファミリーヘルプ保育園

緊急又は一時的な理由がある場合に24時間体制で保育を行います。

こどもセンター

上越市市民プラザ内にあり、子どもたちが自由に遊べます。子育てに関する情報提供のほか、各種相談・講座なども行っています。

病後児保育室

病気回復期の園児、小学校1・2年生の児童を保育します。

産後ヘルパー派遣事業

産後の体調不良などのため家事や育児が困難な家庭などに必要に応じてホームヘルパーを派遣します。

